

町では、町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅（建築確認日から5年を経過していない住宅）を購入された方に、住宅取得に要した費用を助成しています。

令和3年度新築マイホーム取得助成金のご案内

▼申請期限 住宅取得に伴う登記の日から1年以内

▼申請締め切り日 11月1日(月)

▼助成金額 25万円

※左記加算事由に該当する場合、それぞれ助成金に加算します。

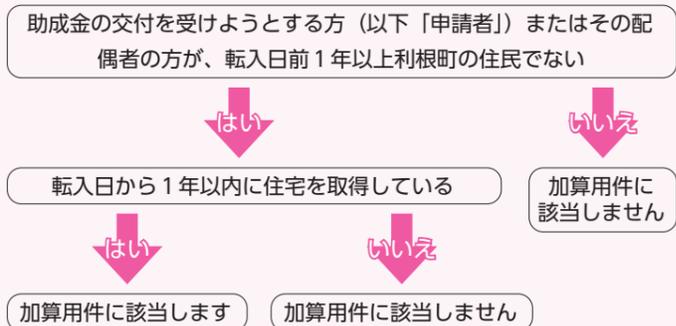
（助成金の交付は、同一申請者（同居人も含む）に対して1回限りとなります。）

加算要件	加算金額
中学生以下の子どもと同居する世帯	5万円／1人 (上限15万円)
転入世帯※	10万円
テレワークにより勤務を行う転入世帯	5万円

※下記フロー図参照

●住宅取得前に町内に居住している場合

(例:利根町内の仮住まいに転入した後、新築住宅を取得して転居したなど)



●住宅取得後に転入する場合

申請者または配偶者の方が、転入日前1年以上利根町の住民でない



本助成金の申請には所定の要件があります。詳細につきましては、町公式ホームページをご覧ください。政策企画課地域振興係までお問い合わせください。

▶問い合わせ先 政策企画課 地域振興係 ☎68-2211 (内線332) Mail: chiiki@town.tone.lg.jp

医療福祉費支給制度（マル福）を「ご存じですか？」

町では、医療福祉費支給制度（マル福）に該当する方へ、医療保険が適用となる入院や外来、調剤にかかる医療費を助成しています。

下記のいずれかに該当となる方には、「医療福祉費受給者証」を交付していますので、まだ申請をしていない方は、お早めに保険年金課窓口にお越しください。

▼申請に必要な書類（各区分共通）

- ①対象者の健康保険証
- ②印鑑（スタンプ式は不可）
- ③本人または保護者名義の預金通帳またはキャッシュカード
- ④マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード・通知カードなど）
- ①～④（各区分共通）のほかに、

- 妊産婦の方：母子健康手帳
- 重度心身障がい者の方：身体障害者手帳など、障がいの程度を証明する書類

●ひとり親家庭の方：戸籍関係書類など対象区分によって必要となる書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

▼問い合わせ先 保険年金課 医療年金係 ☎68-2211 (内線177)

制度区分	対象者の区分	所得制限	対象となる方と対象期間
県の制度	妊産婦	あり	母子健康手帳の交付日が属する月の初日から、出産日の属する月の翌月の末日まで
	小児		出生の日から高校生年齢相当の学年末まで ※中学生・高校生年齢相当の方は、県の制度は入院のみ助成
	ひとり親家庭の母子・父子		離婚、死別などにより配偶者のいない方で、18歳未満のお子さんを養育している方とのお子さんを対象に、お子さんが18歳になる学年末まで（子が重度障害に該当する場合や、高校在学中の場合は20歳まで）助成しています。
	重度心身障がい者		①身体障がい者手帳1級・2級の方または内部障害を理由とする3級に該当される方 ②療育手帳の判定がAまたはAに該当される方 ③障害年金1級を受け取っている方 ④精神障害者保健福祉手帳1級に該当される方 など ※65歳以上の方は『後期高齢者医療保険被保険者』に限り対象となります。
町の制度	特例小児	なし	①出生の日から高校生年齢相当の学年末までの年齢の方で、県の所得制限を超えて非該当になっている方 ②中学生、高校生年齢相当の方の外来診療費

「町へ」は

町民と行政のコミュニケーションから

「町長への手紙」で

あなたのご意見・ご提案を

お聞かせください!!



「町長への手紙」は、町民の皆さまの声を町政に反映させるためのものです。

広報紙を活用して町民の皆さまにお配りいたします。皆さまが、普段の生活の中で思っていること、お気づきのこと、町に取り組んでほしいこと、改善してほしいこと、お住まいの地域の課題や展望など、町づくりに関するご意見・ご提案をお寄せください。

お寄せいただいた全てのご意見を、すぐに実行というわけにはいきませんが、皆さまと共に考え、共に研究し、できる限り町政に反映してまいります。

※ご意見は、下の用紙の裏面に記載してください。

また、必ずご住所、お名前、電話番号を明記の上、お送りくださいますようお願いいたします。匿名やペンネーム、誤った記載の場合、回答できませんのでご了承ください。内容によっては、回答までに時間が掛かる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

▼問い合わせ先

総務課 秘書広聴係 ☎68-2211

利根町大字布川841番地1

利根町長行

(総務課 秘書広聴係扱い)

(切手をはらずにこの封筒に入れてください)



差出有効期間
令和4年3月31日まで

料金受取人私郵便